

事業主の方へ 個人住民税は特別徴収で納めましょう

○個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人村民税・都民税を天引きして納入する制度です。

事業主は原則として、法人・個人を問わず、すべての従業員について個人住民税を特別徴収する義務があります（地方税法第 321 条の 4 及び各市町村条例）。

○特別徴収の事務

所得税の源泉徴収とは違い、毎月住民税額の計算をする必要はありません。税額計算は市町村が行い、毎年 5 月初旬に「特別徴収税額決定通知書」とともに 1 年分の納付書をお送りします。毎月給与から徴収した住民税の合計を翌月 10 日までに納入してください。

退職など異動がある場合は届出をしていただきますが、税額変更や納付書の再発行等の事務はすべて市町村が行います。

○特別徴収のメリット

主に従業員の方にメリットがあります。納付を忘れて滞納となる心配がなく、納期が年 12 回なので、普通徴収に比べ 1 回当たりの納税額が少なくて済みます。納税のために金融機関等に出向く手間も省けます。

納税しやすい環境づくりのため、事業主のみなさんのご協力をお願いいたします。

○特別徴収について、よくある質問とその答え

①今まで特別徴収していなかったが、しなくてはいけないのか？

→所得税の源泉徴収義務のある事業主（＝給与等の支払者）は、これまでも特別徴収の義務がありました。特に法改正が行われたわけではありません。制度の適正実施にご理解願います。

②従業員が、短期雇用者・アルバイト・パート・役員等の場合は？

→法令にある例外規定を除き、全従業員が対象です。

③従業員が普通徴収を希望しているが？

→選択することはできません。事業主に特別徴収の義務があります。

④従業員の就退職が多いが？

→事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

⑤従業員数が少ない場合は？

→人数に関係なく事業主に特別徴収義務があります。なお、従業員が常時 10 人未満の場合、年 12 回の納期を年 2 回とする特例があります（届出が必要）。

特別徴収の実施のお申し出、ご質問は、役場税政係にお問合わせください。

【問合せ先】 企画財政課税政係 ☎ 5-0240（内線 113）

制度については、全国地方税務協議会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenzeikyo.jp/>

島しょ振興公社
補助事業

平成26年度
地域振興に係る補助事業

【事業名】平成26年度地域振興に係る補助事業（第3回）

【対象事業】地域振興に係る、特産品に関する事業・観光振興に関する事業・島おこしを担う人材育成に関する事業。

【事業期間】平成26年12月1日～平成27年11月30日まで

【対象団体】

①概ね5名以上の東京島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）

②島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

③島しょ地域内の個人事業者

【補助金額】
補助対象経費の5分の4

以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（ただし、特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【募集締切】

平成26年1月30日（金）まで

【申込・問い合わせ】

企画財政課 企画調整室

☎(5)0240内線204

くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士など法律関係者が相談会を開催します。

離婚や相続など家庭内の法律問題、税金や土地の問題など相談内容は何でも構いません。相談は無料です。

【主催】

NPO司法過疎サポートネットワーク

▼新島地区

【とき】

12月13日（土）10時～17時

【場所】住民センター1階

▼式根島地区

【とき】

12月13日（土）12時～15時30分

【場所】

式根島開発総合センター2階

【その他】

ご予約は不要です。事前にご連絡をいただければ、法律家が自宅にお伺いする出張相談にも応じます。

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所

弁護士 内田 明

☎03(5367)5142

医療従事者の皆さんへ

医師法等により12月31日現在の届け出が必要です。

医師・歯科医師・薬剤師は届け出を、保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は業務従事者届を提出して下さい。

【締切】1月15日（木）までに保健所へ。届出用紙は都内保険所で。

【問い合わせ】

福祉保健局医療人材課

☎03(5320)4434

地デジ難視対策支援

【重要】地デジ難視対策の各種支援は終了します。お早めの申込みをお願いします。

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも本年12月中の申込みが必要です。

お問い合わせは、総務省地デジコールセンターまでご連絡ください。

【問い合わせ】

総務省地デジコールセンター
☎0570(07)0101



■住民センター図書室から今月の新刊図書



旭山動物園



Toshi



細谷 亮太

- ★銀翼のイカロス 池井戸 潤
- ★島はぼくらと 辻村 深月
- ★聖なる怠け者の冒険 森見 登美彦
- ★「くりかえしの家事」を楽しむ小さな工夫 田中 千恵
- ★ドラえもののバイリンガル絵本① 藤子・F・不二雄

■本村住民センター図書室の利用時間

午前9時～午後5時（年末年始、イベント時を除く）

※新刊の貸出などは教育委員会までお問い合わせください。教育委員会☎(5)0203（直通）

誕生日が平成9年4月2日以降の方【18歳未満の方】**1 新規申請の場合**

■平成27年4月1日以降、医療券の有効期間は、区市町村の担当窓口申請書を受取した日から、①2年経過した日以降の直近の誕生日が属する月の末日まで又は②18歳の誕生日が属する月の末日までのいずれか短い方となります。

2 更新申請の場合

■平成27年3月31日以降に有効期間が満了となる医療券の更新手続きから、医療券の有効期間は、現在お持ちの医療券の有効期間満了の翌日から①2年経過した日まで又は②18歳の誕生日が属する月の末日までのいずれか短い方となります。

※現在お持ちの医療券は引き続き利用できます。

誕生日が平成9年4月1日以前の方【18歳以上の方】**1 平成27年4月1日以降、新規申請ができなくなります。**

(現在お持ちの医療券の更新は可能です。)

■新規申請をご希望の方は、平成27年3月31日までにお住まいの区市町村に申請してください。(申請書類の作成に時間がかかりますのでお早めに担当窓口にご相談下さい。)

2 平成30年4月から一部自己負担が生じます。

■平成30年3月31日診療分までは、医療費の全額助成を継続します。

■平成30年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6千円までが患者さんのご負担となります。(詳細は、平成30年4月1日以降の有効期間の医療券を発送する際に、お知らせします。)

申請窓口及び手続に関する問い合わせはお住まいの区市町村窓口へ

【お問い合わせ】

福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4492

月曜～金曜 9時～17時

27年4月から東京都大気汚染医療費助成制度の改正に伴い、(都)医療券(気管支ぜん息)18歳以上の新規認定が終了します。新規の申請は27年3月31日までにお住まいの区市町村窓口で行ってください(申請に必要な書類の作成に時間がかかりますので、なるべくお早めにご相談ください。)(申請に必要な)

ぜん息患者のみなさまへ
(都)医療券(気管支ぜん息)の18歳以上の新規認定が終了します。

調理師の皆様へ

～今年も調理師業務従事者届の該当年です～

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所等の届出が必要です。

＜締切＞1月15日(木)までに指定の受理機関へ郵送。届出用紙は都内保健所窓口か東京都福祉保健局ホームページで。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

＜問合せ先＞

東京都福祉保健局健康安全部健康安全課

☎03-5320-4358

12月は

オール東京滞納STOP強化月間

役立てます あなたの納税
地域に暮らす みんなのために

東京都と区市町村が連携し、
徴収対策を集中して
実施しています！

都と区市町村では、安定した税收確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

強化月間企画
「税のポスター展 ～東京都と区市町村の取組～」

かわいいキャラクターたちも登場する各地のポスターが一室に！是非お立ち寄りください。(入場無料)

期間：平成26年11月22日～12月20日
場所：新宿駅西口プロムナード・ギャラリー(新宿駅西口ロータリー前 明治安田生命ビル地下)